第24回公正取引委員会契約監視委員会議事概要

- 1 日時 平成29年6月1日(木)10:30~12:00
- 2 場所 中央合同庁舎第6号館B棟11階 公正取引委員会 官房第2会議室
- 3 出席者

(委員) 小西委員, 田辺委員, 中村委員

- 4 議事概要
- (1)開会
- (2)調達案件の審議

平成28年10月1日から平成29年3月31日までの間に締結した契約のうち、各委員が抽出した調達案件5件について審議が行われた。審議の概要は別紙のとおり。

(3) 閉会

意見・質問

説明 · 回答

- 平成29年度公正取引委員会パンフレット及びリーフレットのデータ作成請負業務並びに印 刷請負業務(一般競争入札(総合評価落札方式))
- ・ パンフレットの著作権は公正取引委員会に ・ パンフレット等の印刷物を改訂・増刷する 帰属するため、受注者はパンフレットに使った 写真等を他の印刷物に再利用することができ ない。特に中小企業にとっては、全く再利用で きないとなると厳しい面もあるので、何らかの 方策は考えられないか。
 - 場合には、複数の事業者による見積り合わせ など競争性のある調達を行うことから、著作 権は当委員会に帰属させている。

なお、受注者からパンフレットに掲載した 汎用的な写真等を他の印刷物に再利用した いとの申出があれば、使用を許可することは あり得ると思うが、これまでそうした申出を 受けたことはない。

・ 当委員会においては、価格点は総合点の3

- 本件は、技術面を評価するという総合評価落 札方式の趣旨に馴染まない落札結果になって いるが、技術点と価格点の配分はどのようにな っているのか。
- 分の1以上という運用を行っており、技術点 と価格点の配分は、透明性・公平性の確保の ため、入札前に事業者に示している。

また、総合評価落札方式による調達における 成果物の品質確保のため、技術点に足切りを設 けることを検討してはどうか。

技術点に足切りを設けることについては、 実施の可能性を含め今後検討したい。

- 本件の落札率はかなり低いが、予定価格が1 000万円以下なので低入札価格調査制度の 対象にはならない。このような案件の場合、中 小企業では、最低賃金を下回る可能性や採算割 れの可能性もあり、業務を履行できないおそれ があると思うが、どのようにして履行を確保し ているのか。
- 業務の履行を確保するため、応札する事業 者には、事前に履行証明書の提出を求めてい る。低入札価格調査制度の対象にはならない 案件の場合、かなり低い価格での応札であっ ても、履行証明書が提出されていれば、その 者を落札者とすることになる。
- 入札説明書を取りに来た者は17者もいる のに応札者は3者と少ない。難しい業務ではな いと思うが, 応札者が少なかった理由として何 か考えられることはあるか。
- 総合評価落札方式ということで公告期間も 1か月と長く取り、履行期限にも問題はない と考えられ、応札を辞退した理由は事業者に 聞いてみないと分からない。
- 〇 ソフトウェアライセンス(データベースソフトウェア等)の調達(一般競争入札)
- 本件は、予定価格と落札価格の差が非常に小 さいが、その理由は何か。
- 本件調達対象のソフトウェアは既製品で あることから、複数の事業者から徴取した 参考見積りなどを基に予定価格を積算した

	ため、実際の価格に近いものになったと考
	えられる。
・ 仕様書において、特定の製品を指定している	・ 本件は、ファイル自動暗号化機能ソフト
のはなぜか。	により暗号化されたファイルを外部にメー
	ルで送信する際に,ファイルの暗号化を解
	除する復号化のためのソフトウェアを調達
	するものである。ファイル自動暗号化機能
	ソフトについては,既に入札を行い,導入
	する製品が決まっており、これに対応する
	復号化ソフトウェアが当該製品のみであっ
	たためである。
	なお,ファイル自動暗号化機能ソフトの
	入札の際には、製品を指定することなく、
	機能のみを仕様書に記載している。
・ 入札参加資格のない者が入札に参加し,無効	・ 入札公告等で事前に示しており、誤って参
となっているが、入札参加資格は事前に示して	加したものと思われる。入札公告等におい
いないのか。	て、入札参加資格のない者の行った入札は無
	効とすることも事前に示している。
〇 「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」パンフレットデータの印刷製本、包装、梱包及び	
発送 (一般競争入札)	
・ 本件は、落札率がやや低いが、その理由はな	・ 本件は、複数者から事前に参考見積もりを
にか。	徴取し、市場価格を考慮して予定価格を積算
	したが、結果的に落札価格と市場価格との間
	で乖離が生じてしまったものと思われる。
・ 本件では、落札者のほか多くの者が電子調達	・ 電子調達システムにおいては、来庁せずに
システムを利用して電子入札を行っているが、	入札関係資料を入手でき, 入札に参加できる
電子調達システムの利用により,地理的制約が	など、事業者側の事務負担が軽減されるた
なくなり、競争が活性化し、落札価格が下がる	め、事業者が入札に参加しやすくなる効果が
などの効果が得られているのか。	あると考えられる。しかし、事業者側の事務
	負担の軽減や地理的制約の緩和が入札参加
	業者数や応札価格にどのような影響を及ぼ
	しているかという分析までは行っていない。
・ 入札参加資格の設定について、規定上の等級	・ 業務の内容を勘案しながら、なるべく多
の者に加え、規定上の等級より下のランクの者	くの業者が入札参加できるよう個別案件ご
トレイン や上のランクの者を加える場合があるようだ	1.1-1011/07 1 1 > 7
	とに判断している。
が、等級の幅はどのように決めているのか。	とに判断している。

○ 平成28年度における消費税転嫁対策の広報事業(随意契約(企画競争))

- ・ 広報事業を行うだけでなく、当該事業の効果 → 効果測定は落札者とは異なる事業者が実施 測定も行うという点は面白いと思うが, 広報事 業の落札者に効果測定を実施させた場合,効果 測定結果の信憑性に問題はないか。
- ・ 企画審査を行う審査員の構成や人数はどの ようになっているか。
- しており、落札者からは効果測定結果ととも に、効果測定結果の基データも提出してもら うことにより、信憑性を確保している。
- 審査員は、本件業務を所管する取引企画課 の職員のほか、官房総務課長、監査官、広報 官、会計室長などを含む9名となっており、 幅広い観点から審査するようにしている。

○下請取引適正化推進講習会テキストの印刷(一般競争入札)

- 本件は、公正取引委員会と中小企業庁の共同 調達ということだが、単独調達と比較して、ど の程度価格低減効果があったのか。
- 共同調達を実施する際に省庁間でどのよう に情報共有を図っているのか。
- 本件はかなり以前から共同調達を行ってお り、単独調達の場合と比較できるデータはな い。
- 本件については、下請取引適正化推進講習 会の実施を公正取引委員会と中小企業庁が 共同で行っているため, 入札に関する情報も 常に共有している。

省庁間での共同調達については、行政改革 推進本部事務局が積極的に推進していると ころであり、当委員会では、同じ合同庁舎に 入っている省庁、例えば、本局では、法務省 との間で、コピー用紙などの物品調達や官用 車の車検などの役務調達など、価格の低減効 果が見込まれるような案件について情報交 換を行い、共同調達を行っている。